

2026年 春季賃上げ調査 付帯調査結果

(「過半数代表制度をめぐる意識と課題」に関する調査)

使用者が労基法上の免罰を受けるための労使協定(36協定、チェックオフ協定等)の締結や就業規則の作成・変更時の意見聴取などの法定手続きの中で、労働者側当事者として、「当該事業場に従業員の過半数で組織する労働組合(以下「過半数労組」といいます)」、過半数労組がない場合には「当該事業場の従業員の過半数を代表する者(以下「従業員代表者」といいます)」との協定や意見聴取が定められています(以下「過半数代表制度」といいます)。この制度の在り方について、東京都では、春季賃上げ要求・妥結状況調査の付帯調査として、「過半数代表制度をめぐる意識と課題」に関する調査を実施しました。

(回答組合数: 199)

問1 現行制度では、過半数労組があれば優先して事業場の過半数代表者になると定められています。このことについてどのように考えますか？【択一回答】

	(%)は回答組合数199に対する割合	(件)	(%)
① 現行制度のままで良いと思う		128	64.3%
② 事業場の従業員全体で過半数代表者を選出すべき		16	8.0%
③ 特に意見はない		46	23.1%
④ 分からない		8	4.0%
⑤ 無回答		1	0.5%

問2 現行制度では、過半数労組がない場合、事業場の従業員代表者は事案ごとにその都度選出されることとなっていますが、このことについてどのように考えますか？【択一回答】

	(%)は回答組合数199に対する割合	(件)	(%)
① その都度、選出すべき		40	20.1%
② 選出された者が1年任期で担当してもよい		95	47.7%
③ 選出された者が継続して何年も担当してもよい		30	15.1%
④ 分からない		31	15.6%
⑤ 無回答		3	1.5%

問3 従業員代表者の選出方法・手続は誰が決めるべきだと考えますか？【択一回答】

	(%)は回答組合数199に対する割合	(件)	(%)
① 会社はその都度決める		4	2.0%
② 会社が規定やルールを定めておく		26	13.1%
③ 労使で協議して決める		103	51.8%
④ 従業員側に任せる		58	29.1%
⑤ 分からない		8	4.0%

問4 従業員代表者はどのように選出されるべきだと考えますか？【択一回答】

	(%)は回答組合数199に対する割合	(件)	(%)
① 選挙		101	50.8%
② 信任投票(候補者が一人の場合)		57	28.6%
③ 挙手		5	2.5%
④ 話し合い		12	6.0%
⑤ 持ち回り決議		5	2.5%
⑥ 候補者がそのままなる		5	2.5%
⑦ 使用者が指名する		2	1.0%
⑧ 分からない		11	5.5%
⑨ 無回答		1	0.5%

問5 当該事業場に過半数労組がない場合、使用者は従業員代表者に対して「配慮」すべきとされています。どのような「配慮」や「措置」が必要だと考えますか？【複数回答可】

	(%)は回答組合数199に対する割合	(件)	(%)
① 就業時間内活動が認められ、賃金が支払われる		115	57.8%
② 賃金とは別途に手当が支払われる		44	22.1%
③ 経営情報について説明を受けられる		129	64.8%
④ 会議室、コピー機等を利用できる		106	53.3%
⑤ イン트라ネットや社内メール等を利用できる		101	50.8%
⑥ 従業員側での協議、意見聴取ができる		131	65.8%
⑦ 使用者に質問・意見表明・要望・要求ができる		138	69.3%
⑧ 使用者と交渉・協議ができる		140	70.4%
⑨ その他		4	2.0%

問6 労働組合として、過半数代表制度や過半数代表者の役割・権能等について、民主的な改善や配慮・措置を求めて要求・協議・交渉を行ったことがありますか？【択一回答】

	(%)は回答組合数199に対する割合	(件)	(%)
① 意見や要望・要求したことがある		20	10.1%
② 協議・交渉を行ったことがある		14	7.0%
③ 特に行っていない		143	71.9%
④ 分からない		19	9.5%
⑤ 無回答		3	1.5%